

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第5号 宇治市職員服装規則の一部を改正する規則  
 .....(人事課) …3
- 規則第6号 宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則  
 .....(総務課) …3
- 規則第9号 宇治市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則  
 .....(人事課) …6
- 規則第10号 宇治市職員の臨時的任用に関する規則  
 .....(人事課) …6
- 規則第11号 道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 .....(道路建設課) …6
- 規則第12号 宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則  
 .....(市民課) …7
- 規則第13号 宇治市スポーツ推進委員に関する規則  
 .....(生涯学習課) …7
- 規則第14号 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 .....(ごみ減量推進課) …7
- 規則第15号 宇治市特定退職金共済掛金補助金交付規則の一部を改正する規則  
 .....(産業振興課) …7
- 規則第16号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則  
 .....(生涯学習課) …8
- 規則第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則  
 .....(人事課) …11
- 規則第18号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則  
 .....(人事課) …11
- 規則第19号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則  
 .....(人事課) …13
- 規則第20号 宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則  
 .....(総務課) …13
- 規則第21号 宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
 .....(IT推進課) …14
- 規則第23号 宇治市斎場条例施行規則の一部を改正する規則  
 .....(環境企画課) …14
- 規則第24号 宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
 .....(生活支援課) …15

- 規則第25号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を保育所等の休日とする規則及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を宇治市職員の休日とする規則を廃止する規則  
 .....(人事課) …15
- 規則第27号 宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則  
 .....(産業振興課) …15

### 告 示

- 告示第41号 宇治市帳票管理要綱の一部を改正する要綱  
 .....(総務課) …15
- 告示第42号 宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱  
 .....(総務課) …15
- 告示第43号 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱  
 .....(障害福祉課) …16
- 告示第44号 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱  
 .....(障害福祉課) …17
- 告示第46号 宇治市緊急通報装置設置要綱の一部を改正する要綱  
 .....(健康生きがい課) …17
- 告示第47号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱  
 .....(産業振興課) …18
- 告示第48号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱  
 .....(産業振興課) …18
- 告示第49号 育児休業資金融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱  
 .....(産業振興課) …18
- 告示第50号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 .....(保育支援課) …18
- 告示第51号 宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱  
 .....(年金医療課) …18
- 告示第52号 宇治市福祉タクシー事業実施要綱の全部を改正する要綱  
 .....(障害福祉課) …20
- 告示第53号 宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程の一部を改正する規程  
 .....(人事課) …21
- 告示第67号 電線共同溝を整備すべき道路の指定  
 .....(道路建設課) …21
- 告示第68号 収納の事務及び徴収の事務の委託(納税課) …21
- 告示第69号 電子印の登録及び廃止(こども福祉課) …22
- 告示第70号 令和2年度国民健康保険料率の決定

.....(国民健康保険課) ...22

#### 訓 令 甲

- 訓令甲第3号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令.....(人事課) ...22
- 訓令甲第4号 宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程.....(人事課) ...25
- 訓令甲第5号 希望退職者の再雇用取扱要綱を廃止する要綱.....(人事課) ...25
- 訓令甲第6号 宇治市障害児保育指導員取扱規程の一部を改正する規程.....(人事課) ...25
- 訓令甲第7号 宇治市職員倫理規程の一部を改正する規程.....(人事課) ...26

#### 公 営 企 業

- 規程第8号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程.....26
- 告示第7号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始.....26

**規 則**

宇治市職員服装規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

**宇治市規則第5号**

宇治市職員服装規則の一部を改正する規則

宇治市職員服装規則（昭和63年宇治市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、室長」を「、室長（係長に相当する室長を除く。）」に改める。

第3条中「、臨時職員」を「、会計年度任用職員」に改める。

別表第2第9項中「文化自治振興課自治振興係」を「自治振興課自治振興係」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

**宇治市規則第6号**

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則

宇治市文書等管理規則（平成10年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第12号」を「第2条第12号に規定する室長及び同条第13号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第1項中「より」を「おいて」に改め、同条第2項中「登録した」を「前項の規定により登録した」に、「、受理文書処理

票」を「、供覧用紙」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改める。

第16条第2項を次のように改める。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により登録した供覧文書について準用する。

第20条本文中「、すべて」を「、全て」に、「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改める。

第22条第1項中「、回議し、又は回付することができない」を「ならない」に改め、同条第4項中「、不適當」を「、適当でない」に改める。

第25条第1項中「意見欄」を「備考欄」に改める。

第30条中「規定する帳簿（以下「登録簿」と総称する。）」を「掲げる帳簿」に改める。

第32条第1項中「、登録簿に記載した簿冊等」を「、第45条第1項の規定により登録した簿冊、保存箱等」に改め、同条第2項中「、登録された簿冊等」を「、第45条第1項の規定により登録した簿冊、保存箱等」に改める。

第33条各号列記以外の部分中「掲げる番号簿」を「定める番号簿」に改め、同条第1号中「政策経営部行政経営課（以下「行政経営課」を「政策経営部政策総務課（以下「政策総務課」に改め、同条第2号中「行政経営課」を「政策総務課」に改める。

第34条第1項中「、行政経営課」を「、政策総務課」に改め、同条第2項前段中「行政経営課」を「政策総務課」に改める。

第35条第1項中「又は前条第2項に規定する手続の終了後」を削り、「行政経営課」を「政策総務課」に改め、同条第2項及び第3項中「行政経営課」を「政策総務課」に改める。

第41条の見出しを「（文書の完結日の記入等）」に改め、同条第1項中「、当該文書及び関係する帳簿に完結日」を「、完結日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「よる」を「掲げる日とする」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式第1号（第13条関係）

起案文書登録簿

起案日	件名	文書番号	処理状況	起案種別

別記様式第2号（第13条関係）

受理文書登録簿

受理日	件名	発信者名	文書番号	処理状況


別記様式第3号（第13条関係）

供覧文書登録簿

供覧日	件名	文書番号	処理状況

別記様式第4号（第13条関係）

簿冊目録

機関コード名称		部コード名称		課コード名称		ファイル		保存期間	廃棄予定年月	備考
コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称			

別記様式第5号（第13条関係）

廃棄簿冊目録

年度	保存期間	文書分類	簿冊名	保存場所	保存箱番号

別記様式第6号（第15条、第16条関係）

供覧用紙

供覧範囲										
保存期間	年（年度まで）									
文書番号	第 号									
受理日	年 月 日									
担当者										
[備考]										
供覧										
回付（課内）										
回付（関係課等）										
文書分類										
件名										
公開用件名										
変更理由	<input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 法人情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）									
[内容]										

別記様式第7号（第20条関係）

起案用紙

決裁区分										
保存期間	年（年度まで）									
文書番号	第 号									
起案日	年 月 日									
起案者										
[備考]										
決裁										
回議										
合議										
施行	年 月 日 通常、速達、書留、便送 施行先									
文書分類										

件 名	
公開用件名	
変更理由	<input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 法人情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
[内容]	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市文書等管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第9号

宇治市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

（条件付採用の期間の延長）

第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の臨時的任用に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第10号

宇治市職員の臨時的任用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の規定により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

（臨時的任用の期間の更新）

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第11号

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例施行規則（平成25年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項本文及び第5条中「の幅員」を「（自転車通行帯を除く。）の幅員」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯の幅員の基準）

第7条の2 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

2 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第22条第3号中「車道」を「車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、改正後の第7条の2の規定にかかわらず

、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第12号

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市印鑑条例施行規則（昭和54年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注書第1項及び第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、同様式の注書第3項中「許可証・」を「許可証又は」に改め、同様式の注書第4項中「上記3」を「前項」に、「健康保険証」を「自動車運転免許証」に改める。

別記様式第2号中「

( )

」

す」を「照会します」に、「健康保険証」を「自動車運転免許証」に、「人及び成年被後見人」を「者及び意思能力を有しない者」に改める。

別記様式第7号の注書第2項中「上記」を「前項」に、「こと」を「場合」に改め、同様式の注書第5項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市印鑑条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市スポーツ推進委員に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第13号

宇治市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、宇治市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

(2) 市民に対し、スポーツの実技の指導を行うこと。

(3) 市民に対し、スポーツについての理解及び関心を深めるための啓発を行うこと。

(4) スポーツ推進のための組織の育成及び指導を行うこと。

(5) 市民の行うスポーツ行事に関し、求めに応じて指導及び助言を行うこと。

(6) スポーツ推進のための施設及び環境の整備を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、45人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員を解職することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(研修)

第5条 委員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第14号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成8年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「の徴収方法は、次の各号に定めるところによる」を「は、収集の都度徴収する」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の委託に係る手数料について適用し、同日前の委託に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市特定退職金共済掛金補助金交付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第15号

宇治市特定退職金共済掛金補助金交付規則の一部を改正する規則

宇治市特定退職金共済掛金補助金交付規則（昭和49年宇治市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「8,000円」を「7,000円」に改める。

別記様式第2号中

「

7		7,000円×	=
8～		8,000円×	=

」

「

7～		7,000円×	=
----	--	---------	---

」

改める。



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に成立する共済契約に係る掛金について適用し、同日前に成立した共済契約に係る掛金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第16号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例（平成11年宇治市条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば（以下「ひろば」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

第2条 ひろばの使用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 4月1日から9月30日まで 午前9時から午後7時まで
- (2) 10月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

2 ひろばの休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他市長が必要であると認める日

(使用の許可の申請)

第3条 条例第2条の規定によるひろばの施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者は、宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則（平成15年宇治市規則第17号）第2条第3号に規定する公共施設利用者登録カードの交付を受け、同条第2号に規定する京都府・市町村共同公共施設案内予約システム（以下「システム」という。）により使用の許可を申請しなければならない。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による申請は、システムに属する電子計算機に備え付けられた電子ファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、同項に規定する施設を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の1日から7日までの間に受け付ける。

4 前項の規定にかかわらず、同項に定める期間に施設を使用する者がいないときは、第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に受け付ける。

- (1) 次に掲げる者が使用する場合 使用日の属する月の前月の8日の午前9時（市長が必要であると認めるときは、9日）から使用日まで

ア 市内に居住する者

イ 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者

ウ 市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者

エ 市内に所在する事業所、各種団体等

(2) 前号の規定に該当しない者が使用する場合 使用日の属する月の前月の10日から使用日まで

(使用の許可を受ける者の決定の方法等)

第4条 市長は、施設の使用の許可を受ける者を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより決定する。

(1) 前条第3項に定める期間に受け付けた申請に係る者 使用日の属する月の前月の8日の午前0時から午前9時までの間に、システムにより抽選を行う。

(2) 前条第4項に定める期間に受け付けた申請に係る者 申請の順序による。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、使用機会の公平を図る目的で、施設の使用を許可する回数及び連続使用日数に制限を加えることができる。

(使用の許可を受けたことの確認及び申請者への通知)

第5条 第3条第1項本文の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）（次項に規定する申請者を除く。）は、市長が定める日時までに、施設の使用の許可を受けたかどうかをシステムにより自ら確認しなければならない。

2 市長は、前条第1項第1号に規定する抽選の結果を、システムにより申請者（システムに電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）を登録した者に限る。）に通知する。

(使用許可書の交付等)

第6条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が定める日時までに、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用許可書（別記様式第1号。以下「使用許可書」という。）の交付を受けなければならない。

2 使用者が前項に規定する日時までに同項に規定する手続を執らないときは、第3条第1項の規定による申請を取り下げたものとみなす。

(使用の取消し等の手続)

第7条 使用者が施設の使用を取り消し、又は使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、システムによりその旨を申請しなければならない。

2 第3条第2項、第5条及び前条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第1項中「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用許可書（別記様式第1号。以下「使用許可書」という。）」とあるのは、「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用取消許可書又は宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用変更許可書」と読み替えるものとする。

(使用許可書等の提示)

第8条 使用者は、施設の使用に際し、要求があつたときは、使用許可書又は宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用変更許可書を職員に提示しなければならない。

(優先的な取扱い)

第9条 市長は、第3条第1項の規定による申請をする者が施設の使用について、年間を通しての調整が必要であると認めるときは、当該申請をする者に対して他の同項の規定による申請をする者に優先して許可することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の使用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 火気の使用に当たっては、火災予防上十分な措置を講ずること。
- (3) アルコール類を持ち込まないこと。



- (4) 施設、附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失しないこと。
  - (5) 物品の販売等の営利行為を行わないこと。
  - (6) その他職員の指示する事項を守ること。
- (規則で定める手帳等)

第11条 条例第5条第2項第4号の規則で定める手帳等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。)
  - (2) 療育手帳(療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知)による療育手帳をいう。)
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。)
  - (4) 戦傷病者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳をいう。)
  - (5) 被爆者健康手帳(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第1項に規定する被爆者健康手帳をいう。)
  - (6) 特定疾患医療受給者証等(特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)による特定疾患治療研究事業の対象患者に対して都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証等をいう。)
- (規則で定めるスポーツ団体)

第12条 条例第5条第2項第5号の規則で定めるスポーツ団体は、一般財団法人宇治市スポーツ協会若しくはその傘下団体又は市内の体育振興会とする。

(規則で定めるスポーツ少年団)

第13条 条例第5条第2項第6号の規則で定めるスポーツ少年団は、宇治市スポーツ少年団本部に登録しているスポーツ少年団とする。

(規則で定める社会教育団体等)

第14条 条例第5条第2項第7号の規則で定める社会教育団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宇治市連合育友会
- (2) 宇治市立幼稚園PTA連合会
- (3) 宇治市子ども会連絡協議会
- (4) 宇治市青少年健全育成協議会
- (5) 宇治市女性の会連絡協議会
- (6) 宇治市レクリエーション団体連絡協議会
- (7) 一般社団法人宇治市連合母子会

(使用料の減免)

第15条 条例第6条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料減免申請書(別記様式第2号)により使用日の7日前までに市長に申請しな

ければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の返還)

第16条 条例第7条ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、使用料の全額について行う。

- (1) 使用日の7日前までに使用の取消しの許可を受けたとき。
- (2) 天候又は天災その他自己の責めに帰することのできない理由により許可に係る使用をすることができなかつたとき。
- (3) その他市長が必要があると認めたとき。

(指定管理者による管理)

第17条 条例第8条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第3条から第6条まで(第7条第2項において準用する場合を含む。)、第8条から第10条まで及び別記様式第1号の規定の適用については、第3条から第6条までの規定及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第10条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号中「市長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」とする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の廃止)
- 2 宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則(平成11年宇治市規則第58号)は、廃止する。  
(宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の規定により作成されている宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料減免申請書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  
(宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の一部改正)
- 4 宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則(平成15年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号本文中「をいう」を「並びに巨椋<sup>おぐら</sup>ふれあい運動ひろばの施設をいう」に改める。  
第12条中「の規定により同項」を「及び宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例(平成11年宇治市条例第31号)第8条第1項の規定によりこれらの項」に、「適用」を「適用について」に改める。

別記様式第1号(第6条、第8条関係)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用許可書

申請者 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)

住 所  
氏 名

責任者 住 所  
氏 名

予約申請番号	
使用施設名	
使用目的	

催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設	付帯設備	数量	使用料
使用料の合計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

許可条件	
------	--

年 月 日

上記のとおり宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用を許可します。

宇治市長



別記様式第2号（第15条関係）

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料減免申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 （団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所並びに団体の名称並びに代表者の氏名、印及び電話番号）  
住所  
氏名  
電話番号



宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例第6条の規定による使用料の減額又は免除を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の名 称	
使用許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使用日 時	年 月 日 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 時 分
使用目的	
減額又は免除の理由	
※減額又は免除の区分	減額 円 ・ 免除
その他必要な事項	(添付書類 枚)

(注) ※印欄は、記入しないでください。

(揭示済)